

内閣参質二〇一第五七号

令和二年三月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員浜田聡君提出公職の候補者となろうとする者等に対する名誉棄損に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員浜田聡君提出公職の候補者となろうとする者等に対する名誉棄損に関する質問に対する答

弁書

一から四までについて

犯罪の成否については捜査機関が収集した証拠に基づいて個々に判断されるべき事柄であることから、政府としてお答えすることは差し控えたい。